

## 【協議事項 2】

### 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱いについて

#### 1 現状

< 第15回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（R3.8.17）協議結果 >

「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について，病床数に関わらず，変更理由等の書面回答を求め，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上，疑義の有無に応じて以下により取り扱う。

- (1) 疑義のあるもの：専門部会への出席及び説明を求め，協議する。
- (2) 疑義のないもの：専門部会で書面により協議する。

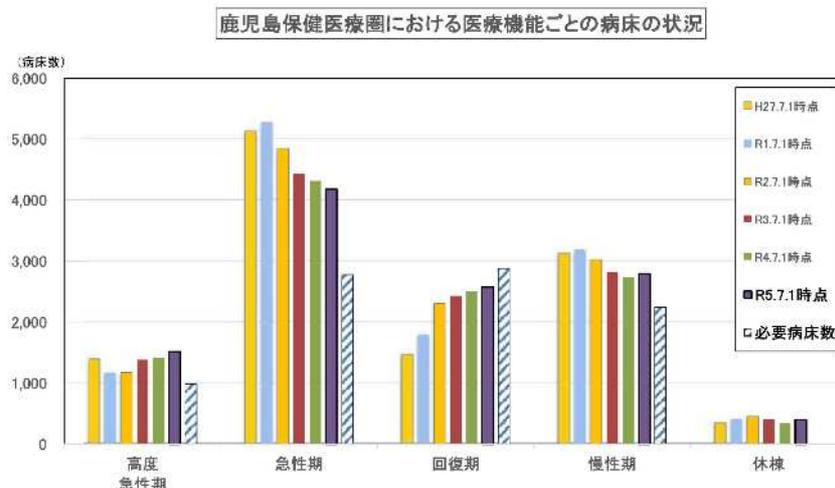
なお，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合は，「疑義のあるもの」として取り扱うこととし，該当する専門部会において協議する。

< 第20回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（R5.8.4）協議結果 >

「急性期」から「高度急性期」，「高度急性期」から「急性期」へ医療機能を変更する場合の取扱は定めない。

#### 2 課題

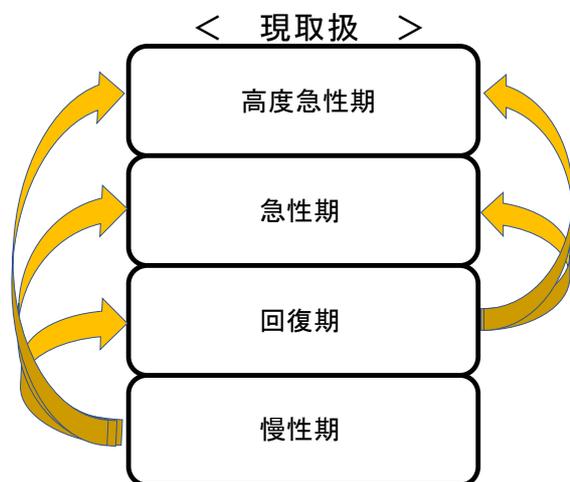
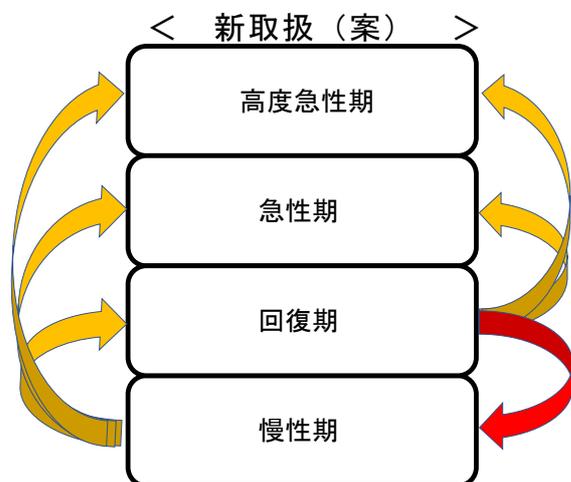
当圏域の病床数の状況について，慢性期の増加が認められたが，「回復期」から「慢性期」へ医療機能を変更する場合の取扱いについては協議がされていないため，今回，修正案について提案する。



### 3 修正案

現行の取扱を以下のように変更する。

| 変 更 (案)   | 現 行   |
|---|---|
| <p><b>第24回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（令和7年3月6日）決定事項</b></p> <p>＜病床の医療機能を変更予定の医療機関の取扱＞</p> <p>「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」，「回復期」から「慢性期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について，病床数に関わらず，変更理由等の書面回答を求め，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上，疑義の有無に応じて以下により取り扱う。</p> <p>(1) 疑義のあるもの：<br/>専門部会への出席及び説明を求め，協議する。</p> <p>(2) 疑義のないもの：<br/>専門部会で書面により協議する。</p> <p>なお，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合，「疑義のあるもの」として取り扱うこととし，該当する専門部会において協議する。</p> | <p><b>第15回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（令和3年8月12日）決定事項</b></p> <p>＜病床の医療機能を変更予定の医療機関の取扱＞</p> <p>「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について，病床数に関わらず，変更理由等の書面回答を求め，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上，疑義の有無に応じて以下により取り扱う。</p> <p>(1) 疑義のあるもの：<br/>専門部会への出席及び説明を求め，協議する。</p> <p>(2) 疑義のないもの：<br/>専門部会で書面により協議する。</p> <p>なお，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合，「疑義のあるもの」として取り扱うこととし，該当する専門部会において協議する。</p> |



## 4 各専門部会の協議結果

### 「第14回回復期専門部会」並びに「第12回慢性期及び在宅医療専門部会」合同会議 (令和7年2月12日) 開催結果

修正案について「妥当」と考え、回復期から慢性期へ医療機能を変更する場合の取扱を新たに定め、現行の取扱に追加する。

### 第15回部会長等会議（令和7年2月19日）開催結果

回復期専門部会並びに慢性期及び在宅医療専門部会からの意見について、部会長等会議として承認し、調整会議へ報告する。

## 5 協議する意見（案）

修正案について「妥当」と考え、回復期から慢性期へ医療機能を変更する場合の取扱を新たに定め、現行の取扱に追加する。